

平成 26 年 1 月 14 日

名古屋交通圏タクシー協議会 委員各位

名古屋交通圏タクシー協議会
会 長 谷 川 仁 彦

名古屋交通圏タクシー協議会設置要綱の一部改正について

平素は、本協議会の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化・活性化特別措置法」（以下「旧法」という）が制定されてから 4 年が経過し、特定地域においては、地域計画に基づく活性化事業と相まって、事業者による自主的な減車により事業の適正化と活性化の取り組みが行われてきました。

しかしながら、長引く景気の低迷により、タクシー需要は減少傾向のまま推移しており、供給過剰の状態が続いております。

そうしたことから、タクシー事業における規制緩和の原則は維持しつつ、供給過剰の地域において、期間を限定してより効果的な対策が講じられる仕組みとするとともに、サービス水準に直結する運転者の質の向上、事業者の安全運行体制を一層高めるための制度導入など、特措法等の一部を改正する法律（改正法）が、昨年 11 月 27 日に公布され、本年 1 月 27 日に施行されることとなりました。

今回の法改正に伴い、旧法に基づき組織されている協議会については、改正法附則第 3 条の規定に基づき、改正後の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（以下「新法」という）第 8 条第 3 項（構成員の加入又は脱退の任意性）に適合する協議会に限り、新法第 8 条第 1 項の規定に基づき組織された協議会（以下「新協議会」という）としてみなされることとなっており、新たな協議会の設置や準特定地域計画の作成、活性化事業計画の申請及び認定の作業が不要となり、作業負担が軽減できることから現協議会の設置要綱を別添のとおり一部改正するための協議を行うこととしました。

本来であれば、委員の皆様にご参集いただき協議していただくべきところではありますが、新法施行までに時間がないため、別紙「書面決議書」により表決お願いするとともに、恐れ入りますが 1 月 23 日（木）までに FAX にてご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

名古屋交通圏タクシー協議会設置要綱（改正案）

制定 平成 21 年 11 月 30 日

改正 平成 24 年 9 月 28 日

改正 平成 年 月 日

（目的）

第 1 条 名古屋交通圏タクシー協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、名古屋交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

（実施事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な事項の協議

（協議会の構成員）

第 4 条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

法第 8 条第 1 項に規定する構成員

(1) 地方運輸局長等

① 中部運輸局自動車交通部長

② 中部運輸局愛知運輸支局長

(2) 関係地方公共団体の長

① 愛知県知事又はその指名する者

② 名古屋市長又はその指名する者

③ 瀬戸市長又はその指名する者

④ 津島市長又はその指名する者

⑤ 尾張旭市長又はその指名する者

⑥ 豊明市長又はその指名する者

⑦ 日進市長又はその指名する者

- ⑧ 愛西市長又はその指名する者
- ⑨ 清須市長又はその指名する者
- ⑩ 北名古屋市長又はその指名する者
- ⑪ 弥富市長又はその指名する者
- ⑫ あま市長又はその指名する者
- ⑬ 長久手市長又はその指名する者
- ⑭ 愛知郡東郷町長又はその指名する者
- ⑮ 西春日井郡豊山町長又はその指名する者
- ⑯ 海部郡飛島村長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 名古屋タクシー協会 会長
 - ② 名古屋タクシー協会 副会長
 - ③ 社団法人全国個人タクシー協会中部支部 支部長
- (4) 労働組合等
 - ① 全国自動車交通労働組合愛知地方連合会 執行委員長
 - ② 東海中立労組協議会 議長
- (5) 地域住民
 - ① 名古屋商工会議所会頭又はその指名する者
 - ② なごや消費者団体連絡会 会長
- (6) 法第8条第2項に規定する構成員（その他協議会が必要と認める者）
 - ① 愛知労働局長又はその指名する者
 - ② 愛知県中警察署長又はその指名する者
 - ③ 愛知県中村警察署長又はその指名する者
 - ④ 中日新聞社 編集局社会部長

2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長(又は事務局)に申し出をするものとする。

ただし、第7条第3項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の7日前までに申し出があった者について、当該協議に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に会長及び副会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。

(協議会の成立)

第6条 協議会は構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、必要に応じて代理出席を認めることとする。

(議決方法)

第7条 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 役員を選出を議決する場合 協議会の構成員の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 中部運輸局自動車交通部長及び愛知運輸支局長が合意していること。
 - ② 関係地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長及び副会長が合意していること。
 - ② 会長及び副会長以外の構成員の過半数が合意していること。
- 2 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 3 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の14日前までにその旨を公表するものとする。
- 4 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議会の事務局)

第8条 協議会の事務局は、中部運輸局愛知運輸支局及び名古屋タクシー協会が共同して務める。

(ワーキンググループの設置)

第9条 協議会は、地域計画の内容について専門的見地から検討を行う必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置することができる。

- (1) ワーキンググループの事務局は協議会事務局におく。

(2) 会長は、ワーキンググループの事務局に諮り、その検討内容に応じて、協議会構成員及び同構成員以外の関係者に対し、ワーキンググループへの参加を要請することができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成21年11月30日から適用する。

附則 この要綱は、平成24年9月28日から適用する。

附則 この要綱は、平成 年 月 日から適用する。

【参考】

○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の
適正化及び活性化に関する特別措置法

(平成二十一年六月二十六日法律第六十四号)

最終改正：平成二五年十一月二七日法律第八三号

(協議会)

第八条 特定地域及び準特定地域において、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する特定地域計画の作成及び当該特定地域計画の実施に係る連絡調整並びに第九条第一項に規定する準特定地域計画の作成及び当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 - 二 学識経験を有する者
 - 三 その他協議会が必要と認める者
- 3 協議会は、第一項に規定する者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、前項の規定に基づき構成員として加えた者が任意に脱退することができるものでなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の
適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律

(平成二十五年十一月二十七日法律第八十三号)

附則

第三条 旧特定地域について、新特定地域等特措法第三条第一項の規定により特定地域として指定され、又は新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際に旧特定地域特措法第八条第一項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）であつて、新特定地域等特措法第八条第三項の基準に適合するものは、同条第一項の規定により組織された協議会（以下「新協議会」という。）とみなす。

協議会の移行について

現特定地域において組織されている協議会については、改正法附則第3条の規定により、法第8条第3項（構成員の任意加入・脱退規定）に適合しているもの限り、**改正法第8条第1項の規定により組織された協議会としてみなされることとなるため**、現在の協議会の設置要綱を改正し、構成員の加入脱退の任意性を担保する必要がある。

この改正を受けて、各協議会はそれぞれ**設置要綱を改正し、附則第3条に基づき「みなし協議会」となる。**



協議会



地域計画

事業者



特定
事業
計画

構成員の任意加入・脱退を担保している

みなし規定
適用



協議会



準特定
地域計画

事業者



活性化
事業計画

※改正法附則第4条及び第5条によりみなされる

手続がなくなることができる

構成員の任意加入・脱退を担保していない

みなし規定

適用なし



協議会



地域
計画

事業者



特定
事業
計画

協議会がみなされない場合においては、以下の手続が生じることとなる。

- ①協議会の設置
- ②準特定地域計画の作成
- ③活性化事業計画の作成・認定

結果、かなりの負担となる